



# チベットアンテロープとシャトウーシュ

シャトウーシュを買わないで



チベットアンテロープ©共同通信社提供

## チベットアンテロープ（別名チルー）ってどんな動物？

偶蹄目ウシ科 学名：***Pantholops hodgsonii***

生息域：中国のチベット自治区、青海省、四川省、インドのカシミール地方東部の標高3,700～5,500mの高原のステップ地域

ワシントン条約附属書I：商業目的での国際取引禁止

！2008年の北京オリンピックのマスコットイメージにも起用されています。

## シャトウーシュってなに？

人間の毛髪の5～7分の1の細さのチベットアンテロープの毛で作った高級毛織物（主にショール）。ショールでも、指輪を通り抜けるほど滑らか。

ショール1枚作るのに、3～5頭のチベットアンテロープの毛が必要

## なぜシャトウーシュを買っちゃいけないの？

生息数が減り世界的に取引が禁止されているチベットアンテロープが、高級毛織物シャトウーシュを作るために密猟・密輸される可能性があるからです。かつて年間2万頭のチベットアンテロープが、密猟されていたという報告もあります。

個体数：

20世紀前半 約100万頭⇒75,000頭以下(1998)⇒約15万頭(2006)

※保護対策や地域住民の意識向上により近年回復の兆しをみせているようだ。

IUCNレッドリスト(2006)：絶滅危惧種(EN)

シャトウーシュを買うと…

↓  
需要増加

↓  
原料となる毛の高額での取引

↓  
密猟誘発

↓  
チベットアンテロープの個体数減少

## 海外から持ち込むこと、日本国内での売買等も原則的にできません！



チベットアンテロープの製品（毛織物など）



1. 原則輸入禁止—「ワシントン条約」  
※輸入、おみやげなど海外旅行先で購入したものを持ち込み禁止
2. 国内での売買も原則禁止—「種の保存法」  
※規制を知らないで購入しても罪に問われます。

1980年～2005年に商業的な合法輸入の記録はありません。

(UNEP-WCMC CITES Databaseより)

## 気をつけましょう

- 世界各国での違法事例のほかに、日本国内でも2001年にシャトウーシュのショールが都内のブティックで販売されていて、「外為法」及び「種の保存法」違反で関係者が逮捕されています。
- 近年、生息国以外の地域で日本人をねらったシャトウーシュのショールの売りこみがなされているとの情報があります。（例：タイのバンコク／観光客を対象とした高級品店）